

～大深度地下使用制度の概要～

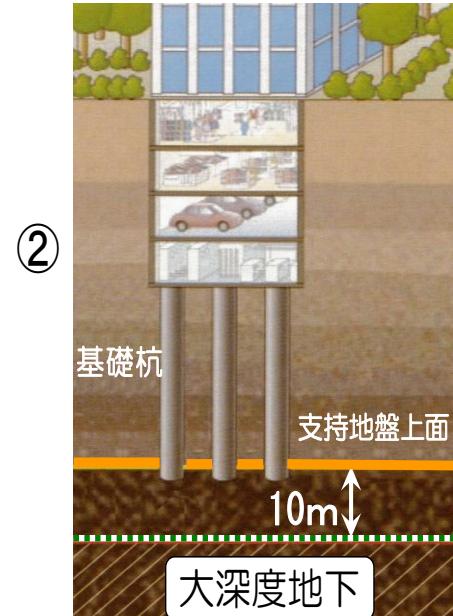
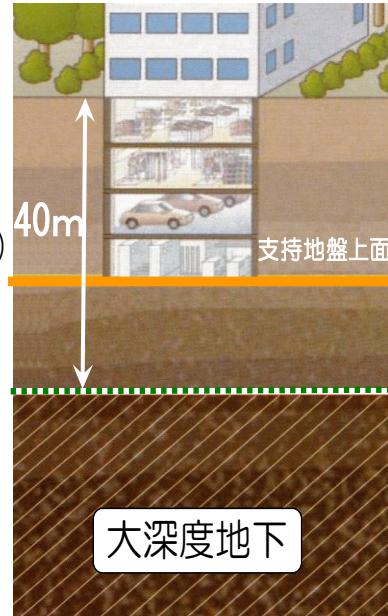
令和7年11月26日

国土交通省 関東地方整備局
建設部 計画管理課

法の目的(第1条)

公共の利益となる一定の事業に係る大深度地下の使用に関し、その要件、手続等について特別の措置を講ずることにより、事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図る。

大深度地下の範囲(法第2条)



地下室の建設のための利用が通常行われない深さ
(地下40m以深)

建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ
(支持地盤上面から10m以深)

①または②のうちいずれか深い方の深さの地下

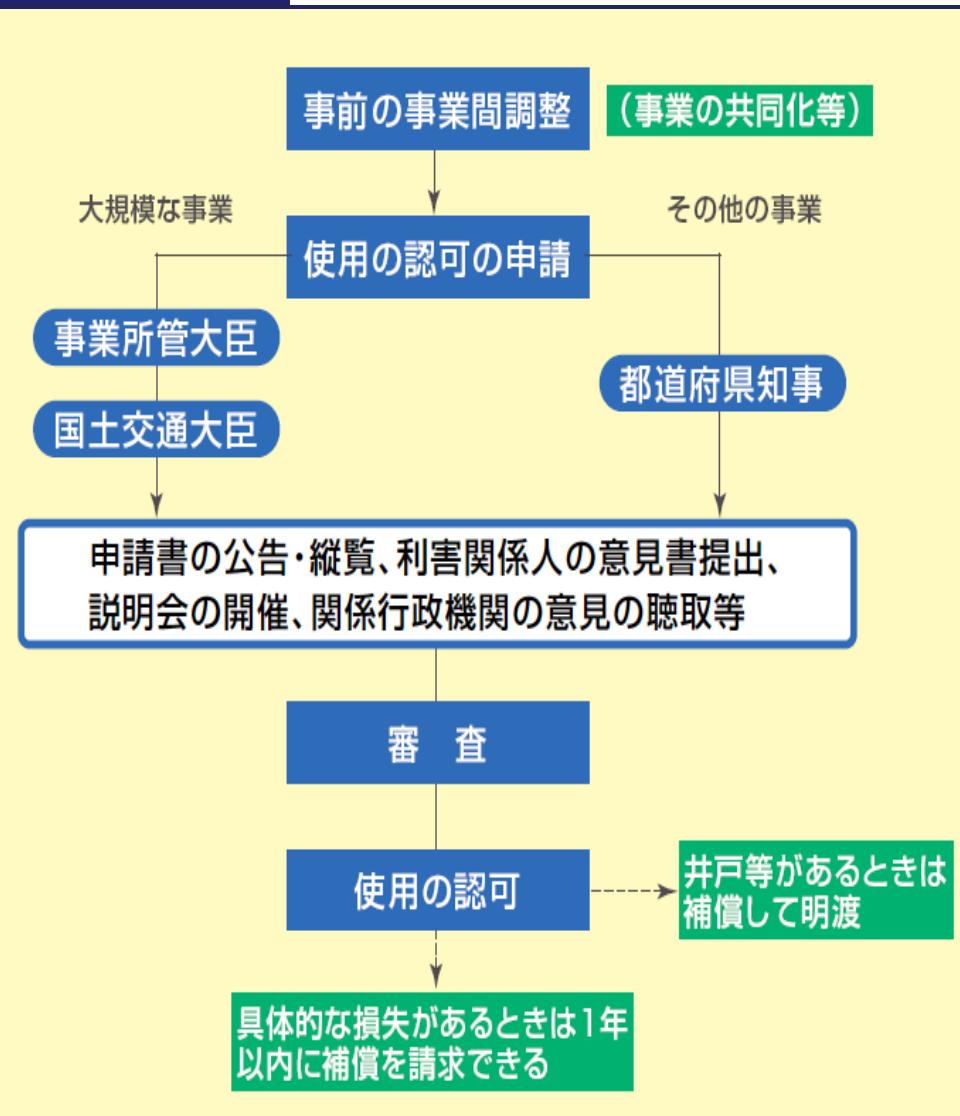
対象地域(法第3条)



茨 城 県	龍ケ崎市	常総市の一部	取手市	坂東市	牛久市	守谷市	つくばみらい市	五霞町	境町	利根町
埼 玉 県	さいたま市	川越市	川口市	行田市	所沢市	越谷市	八潮市	加須市	東松山市	春日部市
	羽生市	鶴ヶ島市	上尾市	草加市	蕨市	北本市	吉川市	伊奈町	南埼玉郡	狭山市
	和光市	新座市	桶川市	久喜市	八潮市	北本市	三芳町	富士見市	幸手市	志木市
	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市	吉川市	羽生町	三郷市	越生町	上野原市
	嵐山町	川島町	吉見町	鶴山町	蕨町	蕨町	宮代町	杉戸町	松伏町	入間市
千 葉 県	千葉市	市川市	船橋市	木更津市	松戸市	野田市	柏原市	佐倉市	習志野市	柏市
	市原市	流山市	八千代市	我孫子市	市原市	君津市	浦安市	市川市	4街道市	袖ヶ浦市
	印西市	白井市	富里市	津田沼市	柏市	富津市	富津市	吉田市	市原市	柏原市
東 京 都	特別区	八王子市	立川市	武藏野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市	町田市
	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	稲城市	狛江市	清瀬市	清瀬市
	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	西東京市	瑞穂町	日の出町
神奈川県	横浜市	川崎市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	葉山町
	三浦市	泰野市	厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市	南足柄市	南足柄市	綾瀬市	綾瀬市
	寒川町	大磯町	二宮町	中井町	大井町	松田町	開成町	愛川町	葉山町	葉山町

※首都圏整備法の既成市街地又は近郊整備地帯の区域内にある市町村の区域

使用認可の手続



使用認可の要件(法第16条)

- 1号要件：事業が第四条各号に掲げるものであること。
- 2号要件：事業が対象地域における大深度地下で施行されるものであること。
- 3号要件：事業の円滑な遂行のため大深度地下を使用する公益上の必要があるものであること。
- 4号要件：事業者が当該事業を遂行する十分な意志と能力を有する者であること。
- 5号要件：事業計画が基本方針に適合するものであること。
- 6号要件：事業により設置する施設又は工作物が、事業区域に係る土地に通常の建築物が建築されてもその構造に支障がないものとして政令で定める耐力以上の耐力を有するものであること。
- 7号要件：事業の施行に伴い、事業区域にある井戸その他の物件の移転又は除却が必要となるときは、その移転又は除却が困難又は不適当でないと認められること。

○ 大深度地下使用協議会(第7条)

(目的)

公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行う

- ①法の運用に関する事項についての情報交換等
- ②個別事業に関する早い段階からの調整等

(協議結果の尊重)

会議において協議が整った事項について、行政機関等はその結果を尊重しなければならない

【首都圏大深度地下使用協議会運営要領】※抜粋

(目的及び設置)

第1条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成12年法律第87号)第7条の規定により、首都圏における公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うため、首都圏大深度地下使用協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(要領の適用)

第2条 協議会の運営に関しては、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の構成)

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

(議長)

第4条 会議に議長を置き、関東地方整備局長をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置き、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

2 幹事会に代表幹事を置き、関東地方整備局建政部長をもって充てる。

3 幹事会の幹事は、必要に応じて代表幹事が招集する。
(オブザーバー)

第7条 協議会に別紙3に掲げるオブザーバーを置く。

(要領の変更)

第8条 この要領の変更は、議長が協議会に諮って行うものとする。但し、機関又はその組織の名称変更等に伴う軽微な変更については、議長の専決により処理することができる。

2 議長は、前項の規定による専決処分をしたときは、次回の協議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、関東地方整備局建政部計画管理課において処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関する必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

【構成メンバー(所属のみ)】※順不同

総務省/文部科学省/環境省/国土交通省/関東管区警察局/東京都警察情報通信部/北関東防衛局/南関東防衛局/関東総合通信局/関東財務局/関東経済産業局/関東農政局/関東運輸局/関東地方整備局/茨城県/埼玉県/千葉県/東京都/神奈川県/警視庁/さいたま市/千葉市/横浜市/川崎市/相模原市

事前の事業間調整の手続の流れ

事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、事業概要書を作成し、第2項の事業にあっては都道府県知事にこれを送付しなければならない。(法第12条)

事業者

(東京メトロ)

(第1項等)

事業概要書の作成

官報公告

(第2項等)

事業概要書の公告・縦覧

○縦覧場所:

○○で ○箇所

・事業者の事務所

・関係市町村の施設

○縦覧期間: R7. ~ R7.

(第5項)

事業の共同化、事業区域の調整等

東京都知事

(東京都都市整備局)

送付

(第3項)

大深度地下使用協議会の構成員に送付

大深度地下使用協議会の構成員

送付

(第4項)

協議会の構成員が所管する事業者に周知

他の事業者

事業の共同化、事業区域の調整等の申出

所管する事業者への周知

前項の規定により事業概要書の写しを送付された協議会の構成員(第4条各号掲げる事業を所管する行政機関に限る。以下この項においては同じ。)は、同条各号に掲げる事業を施行する者のうち当該協議会の構成員が所管するものに対し、当該事業概要書の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(法第12条第4項)

周知方法

協議会構成員

- ・周知文書の送付
- ・説明会の開催
- など

法4条事業者

周知文書例

〇〇〇〇第〇〇〇号
令和7年〇月〇日

独立行政法人〇〇機構
〇〇社長様

国土交通省〇〇地方整備局長

大深度地下の公共使用に関する特別措置法第12条第4項の規定に基づく
事業概要書の送付について

標記について、令和7年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇号にて東京都知事より大深度地下
の公共的使用に関する特別措置法第12条第3項の規定により、事業概要書の写しが送付され
ましたので、同法第12条第4項の規定に基づく、当該事業概要書の内容の周知のため、下記
関係書類を送付します。

記

- 1 事業概要書(写し)
- 2 官報告示(写し)

問い合わせ先
国土交通省〇〇地方整備局
建設部 計画管理課
担当〇〇
〇〇市〇〇区〇〇
合同庁舎第〇号館
TEL〇〇
FAX〇〇

法第12条第4項に基づき協議会構成員が周知を行う事業

	号	申請に係る事業	対象事業
4条	①	道路	・道路法による道路に関する事業
	②	河川	・河川法が適用され、若しくは準用される河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する水路、貯水池その他の施設に関する事業
	③	農業用道路等	・国、地方公共団体又は土地改良区(土地改良区連合を含む。)が設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業
	④・⑤	鉄道	・鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者(以下単に「鉄道事業者」という。)が一般の需要に応ずる鉄道事業の用に供する施設に関する事業
	⑤・⑥	軌道	・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業 ・軌道法による軌道の用に供する施設に関する事業
	⑦	電気通信施設	・電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下単に「認定電気通信事業者」という。)が同項に規定する認定電気通信事業(以下単に「認定電気通信事業」という。)の用に供する施設に関する事業
	⑧	電気工作物	・電気事業法による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物に関する事業
	⑨	ガス工作物	・ガス事業法によるガス工作物に関する事業
	⑩	水道事業 水道用水供給事業 工業用水道事業 公共下水道 流域下水道 都市下水路	・水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法による工業用水道事業又は下水道法による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設に関する事業
	⑪	水資源機構施設	・独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設に関する事業